

福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について（案）

循環型社会推進 G

1 循環型社会形成推進計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど社会経済活動による環境への負荷が著しく増大した結果、自然循環が阻害され、様々な環境問題を引き起こしてきている。

このような現状に対し、環境の世紀といわれる二十一世紀に生きる私達は、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があることから、本県においては、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定したところである。

本条例の目的である循環型社会の形成には、わたしたち一人ひとりが、環境への負荷を低減する取組みを自ら率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要であり、これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものである。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「本条例」第10条1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」である。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」（以下「うつくしま21」という。）における重点施策体系に示されている、「循環型社会の形成」を推進するための計画としても位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」（以下「廃棄物計画」という。）等と連携のもとに策定するものである。

(3) 計画の期間

本計画は、平成32年度（2020年）を目標年次とする。

(4) 計画策定の手法

循環型社会の実現のためには、県民、事業者、民間の団体、行政等が共通理解に立ち、それぞれの役割分担及び超学際的な連携のもとに取り組むこととしている。

本計画の策定にあたっては、ホームページ等を通じて広く県民、事業者及び市町村等の取組みや意見を取り入れるとともに、「うつくしま21」及び「廃棄物計画」等との整合がとれるよう、庁内関係グループと検討、調整の上、「福島県環境審議会」

において内容を審議することとなる。

2 循環型社会形成推進計画の構成

(1) 計画策定の背景及び目的

(2) 計画の位置付け

(3) 計画の期間

(4) 現状と課題

ア 自然循環について

イ 資源循環について

物質フローの現状

- ・ 資源投入
- ・ 製品生産
- ・ 製品販売・購入
- ・ 新規蓄積・消費・廃棄
- ・ 処理・処分

ウ 生活様式・行動様式について

(5) 福島県が目指す循環型社会

ア 自然と共生する社会

健全な自然循環が保全され、人の活動と調和の取れた持続可能な社会。

イ 「ごみ」のない社会

限りある資源を有効に活用し、生じた廃棄物も資源として活用する「ごみ」のない資源循環型社会。

ウ 「もったいない」がきている社会

日本人の伝統である「もったいない」精神に根ざし、ものを大切にし、ものの価値が生かされた社会

(6) 施策の展開

ア 自然循環の保全

体系図(1)「森林の保全、整備等」から(9)「県の工事等における健全な自然循環への配慮」まで、具体的な施策等について記載する。

イ 適正な資源循環の確保等

体系図(1)「資源及びエネルギーの消費の抑制」から(10)「環境の保全上の支障の防止及び除去等」まで、具体的な施策等について記載する。

ウ 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換

(ア) 循環型社会形成に向けた意識のあり方について記載する。

なお、「もったいない精神」についても記載する。

(イ) 体系図(1)「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」及び(2)「県民等の自発的な活動の促進」について、具体的な施策等について記載する。

「もったいない運動」の取組みについても盛り込むとともに、県民の自発的取組みを促すため、「もったいない50の実践」(仮称)として具体的行動を「別表1」に例示する。

エ 共通の施策

体系図(1)「調査の実施」から(3)「経済的措置」まで、具体的な施策等について記載する。

(7) 計画の推進

各主体別(県民、事業者、民間の団体、行政等)の役割と連携

(8) 進行管理

ア 各施策の取組みについては、毎年度の結果を取りまとめ、福島県循環型社会形成庁内連絡会議においてPDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、実績等を公表する。

イ 各施策目標で数量的に表すことができるものは、数値目標として「別表2」に掲げる。

ウ 本計画は、「本条例」第10条第6項に基づき、5年毎に見直しを行うものとする。

別表1 「もったいない50の実践」

別表2 数値目標

「うつくしま21」及び「廃棄物計画」の目標年度と同じ平成22年を目標年次として設定する。

「もったいない運動」

環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイ副環境相が本年2月に来日し、日本の「もったいない」という言葉を知り、3月4日ニューヨークの国連本部で開催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で4R運動で持続可能な開発を実現し、限りある資源を有効利用し、公平に分配すれば、資源をめぐる紛争は起きない・・・女性たちによる世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を効率的に利用しましょう」と訴えた。(4R:Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)、Repair(修理))

福島県商工会連合会青年部・女性部においては、平成9年から「4R」運動(4つ

目のRは Refuse (抑制)) を展開していることから、マータイさんの考えに共感し、「4 R」運動を「もったいない運動」として展開することを決議するとともに、県に対して同運動を県の施策として取り上げ、指導・支援されるよう要望している。

県としては、「もったいない」という言葉が本条例の趣旨にも合致し、キーワードにふさわしいことから、当該計画に盛り込むこととしたい。

3 福島県循環型社会形成推進計画（仮称）策定スケジュール（案）

平成17年5月26日

循環型社会推進グループ

月	日	環境審議会	意見照会	庁内連絡会議・プロジェクトチーム
5	19 20 26	全体会（諮問）		プロジェクトチーム 庁内連絡会議
6	中 16	部会		プロジェクトチーム
7	上 中 下	部会（中間答申案）		プロジェクトチーム 庁内連絡会議
8	上 中	全体会（中間答申案）	パブリックコメント	
9	上 中 下	部会		プロジェクトチーム 庁内連絡会議
10	中			
11	上 上 下	部会（答申案）		プロジェクトチーム 庁内連絡会議
12				
1	中	全体会（答申案）		
2				
3				
4	1 施行			

6月議会日程（想定）

6月21日（火）	開会
6月22日（水）	休会（議案調整）
6月23日（木）	代表
6月24日（金）	代表
6月27日（月）	休会
6月28日（火）	一般
6月29日（水）	一般
6月30日（木）	常委
7月 1日（金）	常委
7月 4日（月）	特委
7月 5日（火）	採委
7月 6日（水）	閉会

- ・再生不可能な資源の消費が抑制されること・廃棄物等の発生が
県の施策や事業者消費者等のすべきことの紹介
心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換
の事例列挙

マイバック、アイドリングストップ、簡易包装、生ごみのコンポスト化、量り売りやバラ売り、ごみ有料化、デポジット制度、リサイクルショップ、等
もったいない運動

「4R」運動の取組事例

地球規模となった環境問題

国における取組

環境基本法 6.8 完全施行

循環型社会形成推進基本法 13.1 完全施行

廃棄物処理法 16.4 改正施行

資源有効利用促進法 13.4 全面改正施行

容器包装リサイクル法 12.4 完全施行

家電リサイクル法 13.4 完全施行

食品リサイクル法 13.5 完全施行

建設リサイクル法 14.5 完全施行

自動車リサイクル法 17.1 完全施行

グリーン購入法 13.4 完全施行

福島県における取組と特徴

福島県環境基本条例、福島県生活環境の保全等に関する条例、福島県環境影響評価条例、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例、福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例、福島県自然環境保全条例、福島県景観条例

福島県環境基本計画（うつくしま環境プラン21）、アジェンダ21ふくしま、福島県地球温暖化防止対策地域推進計画、ふくしまエコオフィス実践計画、いわき地域公害防止計画、第9次鳥獣保護事業計画、第2期福島県ごみ減量化、リサイクル推進計画、福島県廃棄物処理計画、福島県分別収集処理計画、福島県ごみ処理広域化計画、福島県水環境保全基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画